

## 尾張旭市議会要請・陳情活動実施基準

尾張旭市議会における会派及び議員（以下これらを「会派等」という。）が政務活動費で実施する要請・陳情活動（以下「要請・陳情活動」という。）は、この基準に定めるところによる。

- 1 要請・陳情活動の主体は会派等とする。
- 2 要請・陳情活動は、市政において必要となっている行政施策及び助成を所管する行政機関、外郭団体、国会議員及び県議会議員に対して行うものとする。
- 3 要請・陳情活動による市政への寄与について、趣旨、効果、必要性の明確な説明ができるものであること。
- 4 要請・陳情活動は、必要最低限の人数及び回数で実施し、市民及び市民団体を同行者とするものは認めない。
- 5 要請・陳情活動は、会派等が期日、要請・陳情項目等を決定するものとし、自ら作成した会派等の名称が記載されている要請・陳情書を提出するものとする。
- 6 要請・陳情の内容によっては、要請・陳情活動後に早急な対応が求められる可能性があるため、事前に市担当部局と協議を行うこと。
- 7 要請・陳情活動を実施する場合は、あらかじめ実施計画書とは別に議長に期日、内容等を申し出ること。
- 8 要請・陳情活動の実施に関し、この基準に定めのない事項は、議長が決定するほか、各派代表者会において、協議し、決定する。